

「土地利用規制法」に基づく注視区域の指定に当たり地元自治体の
意見聴取を求める意見書（案）

本年6月の通常国会で成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（略称「土地利用規制法」）は、来年9月の施行に向けて政府・内閣府において作業が進められ、その「基本方針」の策定は来年5月までとされている。

この法律の施行により、「注視区域」「特別注視区域」に指定されれば、土地の所有や利用にかかわる住民の生活や営業に影響が生じることが予想される。とりわけ、不動産業種にあっては、「特別注視区域」に指定されただけで重要事項説明義務が課せられるなど、取引価格にも大きな影響が生じることが指摘されている。

このように、この法律は「重要施設」を抱える当該自治体にとっても大きな問題である。とりわけ、政府が行う調査の範囲や方法、「機能を阻害する行為」の定義などが、今後政府が決定する「基本方針」などに委ねられており、住民と自治体の実情と要望を反映させることは極めて重要である。

本法律が衆参両院で可決された際に採択された附帯決議においては、「一、注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること。」とされている。

本法律の「基本方針」に地方公共団体の意見聴取を盛り込み、当該自治体の意見が反映するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日

様

和歌山県議会議長 森 礼子
(提出者)
奥村 規子
林 隆一

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣